

保医発0424第1号
平成25年4月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正及び受領委任の取扱いの改正については、本日付け保発0424第1号及び保発0424第2号をもって通知されたところであるが、これらの取扱いについては、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないよう御配意願いたい。

記



- 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付保険発第57号）別紙「柔道整復師の施術に係る算定基準の留意事項」の一部改正について

第5の3の（1）を次のとおり改める。

- 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。

なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に上記の理由等を記載して差し支えないこと。

- 第5の3の（1）中の別紙様式1を別添1のとおり改める。なお、当分の

間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

2 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日保険発第 138 号）の一部改正について

(1) 1 の(3)別紙の第一の 1 の別添様式を別添 2 のとおり改める。

なお、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

(2) 1 の(3)別紙の第二の 1 の（10）中「健康保険被保険者証等に記載されている各項目の内容を記載すること。」の次に「また、被保険者等の郵便番号、電話番号の記入を求めること。」を加える。

(3) 1 の(3)別紙の第二の 2 の（2）中「平成 22 年 9 月 1 日」を「平成 25 年 5 月 1 日」に改め、「100 分の 70」を「100 分の 60」に改める。

(4) 1 の(3)別紙の第二の 2 の（15）①中「70%」を「60%」に改める。

(5) 1 の(3)別紙の第二の 6 を次のとおり改める。

6 受取代理人の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。（患者が印を有さず、やむを得ず患者のば印を受けることも差し支えないこと。）

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

別添 1

別紙様式 1

長期施術継続理由書

(症状・経過及び理由)

(症状、経過及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由（部位ごと）)

上記のとおりであります。

年　　月　　日

柔道整復師名

印

(別添)

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書
平成 年 月 日

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」新旧対照表

	新	旧
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～2 (略)</p> <p>3 (1) 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、<u>長期施術継続理由書</u>に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。</p> <p>なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に<u>上記の理由等</u>を記載して差し支えないこと。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～2 (略)</p> <p>3 (1) 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。</p> <p>なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に<u>長期施術継続理由</u>を記載して差し支えないこと。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p>

○「柔道整復師の施術に係る療養費について」新旧対照表

	新	旧
柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）	柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）	柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）
1～3 (略)	1～3 (略)	<p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p>

<p>欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「长期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄について</p> <p>① 施術部位数が三部位以上の場合の三部位目の部分については、遁減率60%の欄に記載すること。</p> <p>一部の部位に係る負傷が先に治癒したことにより遁減率が変更となつた場合は、変更後の遁減率に応じた所定欄に記載するとともに、当該月日を「遁減開始月日」欄に記載すること。</p> <p>また、6部位以降の負傷名については、「摘要」欄に記載し、6部位以降の当該施術に係る整復料、固定料及び施療料については、「整復料・固定料・施療料」欄の「(5)」の項に6部位以降を含めた合計金額を記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。</p> <p>②～⑨ (略) (16)～(18) (略) 3～5 (略)</p>	<p>6 受取代理人の欄</p> <p>患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のば印を受けることも差し支えないこと。)</p> <p>なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しごとくは差し支えないこと。</p>
---	---

<p>欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「长期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄について</p> <p>① 施術部位数が三部位以上の場合の三部位目の部分については、遁減率70%の欄に記載すること。</p> <p>一部の部位に係る負傷が先に治癒したことにより遁減率が変更となつた場合は、変更後の遁減率に応じた所定欄に記載するとともに、当該月日を「遁減開始月日」欄に記載すること。</p> <p>また、6部位以降の負傷名については、「摘要」欄に記載し、6部位以降の当該施術に係る整復料、固定料及び施療料については、「整復料・固定料・施療料」欄の「(5)」の項に6部位以降を含めた合計金額を記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。</p> <p>②～⑨ (略) (16)～(18) (略) 3～5 (略)</p>	<p>6 受取代理人の欄</p> <p>患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のば印を受けることも差し支えないこと。)</p> <p>なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しごとくは差し支えないこと。</p>
---	---

